

赤土等流出防止活動支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 赤土等流出防止活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政沖第149号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、沖縄県内において赤土等流出防止活動を実施する団体等に対して、必要な経費を補助することにより、赤土等流出防止対策を推進することを目的とする。

(補助金の対象)

第3条 この補助金は赤土等流出防止対策を推進するために必要な次の事業を交付の対象（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 啓発活動

赤土等流出防止対策を推進するための環境教育等に関する取り組み。

(2) 流出量削減対策

グリーンベルトの植栽、沈砂池の土砂上げ等、直接的な赤土等流出防止対策に関する取り組み。

(3) 調査研究

地域の赤土等流出防止に資する、調査等に関する取り組み。

2 補助金の対象となる事業は、赤土等流出防止活動支援事業補助金に係る選定委員会（以下「選定委員会」という）において、審査の上、予算の範囲内で決定する。

3 事業の補助対象期間は、交付決定のあった日から、その日が属する年度末までとする。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金の補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。ただし、補助額の下限は10万円とする。

1 区分	2 対象経費	3 対象経費内容	4 補助率
第3条第1項 (1)～(3)	旅費	調査及び講師派遣等のために必要な交通費及び宿泊費等	10/10 以内
	報償費	講師等の謝礼金	
	需用費	活動に必要な消耗品費、印刷製本、燃料費等	
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料、土砂、ゴミ等の処理費用等	
	使用料及び賃借料	会場借料、機械器具借料等	

	委託料	重機等を使用する作業及び調査等に必要な分析の委託費用等	
--	-----	-----------------------------	--

(実施主体)

第5条 補助事業の実施主体は、沖縄県内に本社若しくは支社を置く法人、又は法人格を有さず営利を目的としない民間団体とする。ただし、法人格を有さず営利を目的としない民間団体の場合は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、交付申請書に係る内容の活動を執行する組織を有すること。
- (3) 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。
- (4) 団体の本拠又は事務を行う場所を県内に有し、県内で活動する団体であること。
- (5) 活動の実績等から見て、交付申請書に係る内容の活動を確実に実施することができることと認められること。

2 実施主体は、補助事業の実施地域における市町村、学校、地域住民、他の法人、他の民間団体等と連携して活動を行うものとし、実施主体は、その代表者として、責任を負うものとする。ただし、協議会等にあつては、その構成員をもって複数の団体と連携していると認められる場合は、協議会等単独の活動も可とする。

(交付申請)

第6条 実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める募集要項により、交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施主体の概要（別紙1）
- (2) 事業実施計画書（別紙2）
- (3) 業務全体のフロー、工程表（別紙3）
- (4) 事業収支予算（別紙4）
- (5) 実施主体の規約、前年度の決算書等
- (6) その他参考となるもの（定期刊行物、パンフレット等）

2 前項の交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入れ控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定に基づく交付申請を受けたときは、選定委員会においてその内容を審査し、交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 知事は前項の規定により補助金の交付を決定したときは交付決定通知書（別記様式第2号）、不交付を決定したときは不交付決定通知書（別記様式第2号の2）により、実施主体あて通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第8条 補助金の交付決定に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 実施主体は、補助事業に要する経費の配分の変更（各経費の増減が、交付対象経費の総額の20%以下の場合を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
 - （2） 実施主体は、補助事業の内容の変更（事業目的に変更がなく、軽微な場合を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
 - （3） 実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - （4） 実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - （5） その他知事が必要と認める事項
- 2 実施主体が前項第1号から第3号の知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
 - 3 知事は、前項の規定に基づく申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは承認通知書（別記様式第4号）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は、変更交付決定通知書（別記様式第2号その3）により通知を行うものとする。
 - 4 補助事業の実施に当たっては、国、県、市町村等他から補助金等の交付を受けていないこと。

（交付申請の取下げ）

第9条 実施主体は、補助金の交付決定通知を受けた後、当該申請の取り下げをする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、交付申請取り下げ書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

- 第10条 知事は、沖縄県補助金等の交付に関する規則第10条の規定により、実施主体に対して、補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。
- 2 実施主体は知事から報告を求められたときは、遂行状況報告書（別記様式第6号）により、補助事業の遂行状況を知事に速やかに提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 実施主体は、補助事業を完了したとき若しくは交付対象事業等の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又はこの補助金の交付決定があった年度の3月末日までのいずれか早い日までに、補助金実績報告書（別記様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 活動実績報告書（別紙5）
- (2) 活動記録（写真等）（別紙6）
- (3) 事業収支決算書（別紙7）
- (4) 領収書の写し
- (5) 金銭出納簿の写し
- (6) 成果物（印刷物等）その他参考となる書類

- 2 実施主体は、補助事業が完了せずに交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合は、翌年度の4月10日までに、前項に準ずる実績報告書等を知事に提出しなければならない。
- 3 実施主体は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たって、交付金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第12条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記様式第8号）により、実施主体に通知するものとする。
- 2 知事は交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
 - 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

- 第13条 知事は、第8条第3号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部または一部を取り消し、または変更することができる。
- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付決定の後生じた事情の変更などにより、交付対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、第1項の取り消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 4 第3項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規

定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 実施主体は、補助対象事業等にかかる補助金の額の確定後に、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(別記様式第9号)により、知事に速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項にて報告のあった場合には、当該消費税等仕入控除額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

第15条 実施主体は、概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 前項による概算払いの請求額は当該交付決定額の5割を限度とし、請求は1回限りとする。

3 実施主体は、補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金請求書(別記様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(書類、帳簿等の整備及び保存期間)

第16条 実施主体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿を備え、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(赤土等流出防止活動支援事業の表示)

第17条 実施主体は、補助事業により実施した事業に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

(事業実施後の現状報告)

第18条 実施主体は、実施した補助事業が第3条第2号に該当する場合は、補助事業の終了した日の属する年度の翌年度から3年間、年度終了後10日以内に当該補助事業において実施した箇所の現状を事業実施後現状報告書(別記様式第12号)により知事に提出しなければならない。

(その他の必要な事項)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月1日より施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、効力を失う。ただし、第10条から第16条まで及び第

18条の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。